

処 分 基 準

令和8年4月1日作成

法 令 名：風営適正化法
根 拠 条 項：第31条の23において準用する第8条
処 分 の 概 要：特定遊興飲食店営業の許可の取消し
原権者（委任先）：北海道公安委員会（各方面公安委員会）
<p>法 令 の 定 め：</p> <p>法第31条の22（許可）、第31条の23において準用する第4条（第4項を除く。）（許可の基準）、第31条の23において準用する第7条（承認）、第31条の23において準用する第7条の2（承認）、第31条の23において準用する第7条の3（承認）、第46条（方面公安委員会への権限の委任）</p> <p>令第31条（方面公安委員会への権限の委任）</p>
<p>処 分 基 準：</p> <p>法第31条の23において準用する法第8条各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、以下のように、速やかに是正、回復等することができ、かつ、現に是正、回復しようとしている場合等で悪意がない又はごく軽微な場合を除き、特定遊興飲食店営業の許可（承認）を取り消すこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法第31条の23において準用する法第4条第1項第7号に該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者との密接な関係を断とうとしているようなとき ・ 法第31条の23において準用する法第4条第1項第12号に該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
<p>問 合 せ 先：</p> <p>北海道警察本部生活安全部保安課風俗係 (電話011-251-0110)</p> <p>各方面本部の生活安全課生活経済・保安・サイバー係</p> <p>(管轄が函館方面の場合 (電話0138-31-0110))</p> <p>(管轄が旭川方面の場合 (電話0166-35-0110))</p> <p>(管轄が釧路方面の場合 (電話0154-25-0110))</p> <p>(管轄が北見方面の場合 (電話0157-24-0110))</p>
備 考：